防整施第１８０３４号
２８．１０．２１
一部改正　防整施第７０８９号
令和４年４月１１日
一部改正　防整施第８０２９号
令和５年４月６日
一部改正　防整施第１６３０８号
令和５年７月２７日

整備計画局施設整備官
整備計画局施設技術管理官　殿

整備計画局施設計画課長
（公　印　省　略）

中央施設整備調査チームの体制及び運用要領について（通知）

標記について、中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チームの設置要綱に基づく細部実施要領について（防整施第１７５０４号。２８．１０．１１）別紙の第３の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙
写送付先：防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部計画部長、防衛監察本部総務課長、各地方防衛局調達部長、帯広防衛支局長、東海防衛支局長、熊本防衛支局長、防衛装備庁長官官房会計官

別紙

中央施設整備調査チームの体制及び運用要領

第１　総則

１　趣旨

この要領は、中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チームの設置要綱に基づく細部実施要領について（防整施第１７５０４号。２８．１０．１１）別紙「中央施設整備調査チームの細部実施要領」（以下「実施要領」という。）第３の規定に基づき、中央施設整備調査チーム（以下「中央チーム」という。）の体制及び運用要領に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　中央チーム長　中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チームの設置について（防経施第３９７７号。２４．３．２８）別紙「中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チーム設置要綱」（以下「設置要綱」という。）第３第１項第１号に規定する中央チーム長をいう。

⑵　中央チーム長代理　設置要綱第３第１項第２号に規定する中央チーム長代理をいう。

⑶　中央副チーム長　設置要綱第３第１項第３号に規定する中央副チーム長をいう。

⑷　中央チーム員　設置要綱第３第１項第４号の規定に基づき、中央副チーム長がそれぞれ指名する者をいう。

⑸　総括担当副チーム長　実施要領第１第１号に規定する総括担当副チーム長をいう。

⑹　連絡調整担当副チーム長　実施要領第１第２号に規定する連絡調整担当副チーム長をいう。

⑺　技術支援担当副チーム長　実施要領第１第３号に規定する技術支援担当副チーム長をいう。

⑻　地方チーム　設置要綱第４に規定する地方施設整備調査チームをいう。

⑼　地方チーム員　設置要綱第４第１項第２号の規定に基づき、地方チーム長が指名した者をいう。

⑽　部隊等　設置要綱第２に規定する部隊等をいう。

⑾　中央チーム派遣調査隊　中央チーム員から編成され、被災した自衛隊施設を管理する部隊等に対する技術支援のために現地に派遣される調査隊をいう。

⑿　中央チーム連絡会議　総括担当副チーム長、連絡調整担当副チーム長、技術支援担当副チーム長及び部隊等の連絡員等が一堂に会し、被災した自衛隊施設を管理する部隊等に対する技術支援の必要性等について協議するための会議をいう。

第２　中央チームに設置する班の構成等

１　班の構成

⑴　総括班、連絡調整班及び技術支援班は、班長、副班長及び班員をもって構成する。

⑵　班長は、原則として、以下の者をもって充てるものとし、班の事務を統括する。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、中央副チーム長が指名できるものとする。

総　括　班　長：整備計画局施設計画課施設政策室長
連 絡 調 整 班 長：整備計画局施設整備官付施設整備調整官
技 術 支 援 班 長：整備計画局施設技術管理官付環境影響評価調整官

⑶　班員は、中央チーム員のうち各中央副チーム長が指名する者をもって充てるものとし、このうち１名を副班長として指名するものとする。

２　中央チーム員及び班員指名の報告

各中央副チーム長は、指名した中央チーム員及び班員を毎年９月１日に別記様式に従い総括担当副チーム長あて報告するものとする。

上記のほか、中央チーム員等の変更が生じた場合は、速やかに総括班に通知する。

第３　平素からの準備措置

１　担当事務の周知徹底

各中央副チーム長は、それぞれの事務を所掌する中央チーム員に対し、平素より担当事務の周知徹底に努め、必要に応じて対応要領を作成するよう努める。

２　連絡体制に関する準備措置

⑴　緊急参集連絡網の整備

総括担当副チーム長は、災害発生時における緊急参集に係る連絡を中央チーム員に対し迅速かつ効率的に行うため、緊急参集連絡網を整備し各中央副チーム長へ通知するものとする。

⑵　地方チーム及び部隊等との連絡体制の整備

総括担当副チーム長は、災害発生時における地方チーム及び部隊等からの技術支援要請等に係る連絡を迅速かつ効率的に行うため、地方チーム及び部隊等

との連絡体制を整備し、各中央副チーム長へ通知するものとする。

3　中央チーム派遣調査隊の派遣に関する準備措置

⑴　総括担当副チーム長は、中央チームに対する技術支援の要請に対し、迅速かつ適確な対応及び効果的な現地調査を行うため、派遣要員の専門職種を考慮した派遣体制をあらかじめ構築するものとし、各中央副チーム長と協議の上、派遣要員を指名する。

なお、中央チーム派遣調査隊は、国際平和協力活動等への派遣の可能性を配慮しつつ体制を構築するものとする。

⑵　中央チーム派遣調査隊の編成は、予備要員を含めて四半期毎の輪番制とする。

4　中央チームにおける訓練

⑴　総括担当副チーム長は、各中央副チーム長の協力を得て、中央チームにおける訓練体制を構築するものとする。

⑵　訓練は、中央チームの各班が参加して行うものする。

⑶　訓練は、定期的に実施することとするが、防衛省業務継続計画について（防官文第７９５２号。２０．６．３０）第６章で規定する省全体で行う教育訓練時は、参集訓練を必須として行うものとする。

⑷　技術支援担当副チーム長は、中央チーム員に対して、必要となる資格（応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等）の取得を奨励するとともに、その練度を維持するために所要の措置を講ずるものとする。

5　装備品等の点検・整備

技術支援担当副チーム長は、中央チーム派遣調査隊の調査に必要な装備品等の状況を把握し、平素から十分に点検・整備を行い派遣に備えるとともに、保管場所の整理・整頓に努めるものとする。

第４　災害発生時における措置

1　緊急参集の決定手順

⑴　中央チーム員の緊急参集の決定については、次の手順により総括担当副チーム長が行うものとする。

ア　総括担当副チーム長は、報道等により国内において災害の発生が確認され、自衛隊施設に対し著しい被害が発生した場合、又は、発生している可能性がある場合、災害発生地域を管轄区域としている地方防衛局等に設置された地方チームの参集状況も勘案した上で、中央チーム員の参集又は待機を速やかに決定し、総括班長に発令内容を連絡するものとする。

なお、総括担当副チーム長は、参集発令のじ後、新たな情報により参集態勢を執る必要がないと判断される場合には、総括班長に対し参集態勢解除の

連絡をするものとする。

イ　総括班長は、発令内容及び参集態勢解除（以下「発令内容等」という。）の連絡を受けた場合は、速やかに中央チーム内の他の班長及び副班長並びに総括副班長へ連絡し、中央チーム員全員の情報共有を図るものとする。

⑵　総括担当副チーム長が不在の場合は、代わって、連絡調整担当副チーム長、技術支援担当副チーム長、総括班長、連絡調整班長、技術支援班長及び総括副班長（以下「代理者」という。）の順に前号の措置を執るものとする。

2　緊急参集後の対応

緊急参集が発令された場合、各班員は遅滞なく参集し、地方チーム及び部隊等からの技術支援要請に応じられるよう初動態勢を確立するために次のように対応する。

⑴　総括班は、被災した自衛隊施設の被害状況、当該施設を管理する部隊等に対する技術支援内容、中央チーム派遣調査隊の派遣の必要性及び支援対象部隊の優先順位等を協議するため、関係者を招集し、中央チーム連絡会議を開催する。

⑵　連絡調整班は、中央チーム連絡会議において被災地域を管轄する地方防衛局等及び部隊等から情報収集した自衛隊施設の被害状況を報告する。

⑶　技術支援班は、地方チーム及び部隊等に対する技術支援の準備及び中央チーム派遣調査隊の派遣準備を進める。

3　中央チーム派遣調査隊の派遣に関する措置

⑴　総括班は、中央チーム派遣調査隊を現地に派遣する場合には、派遣する中央チーム員の移動、給食及び宿泊等について関係機関等と速やかに必要な調整を行うものとする。

⑵　連絡調整班は、地方チームによる現地調査予定等に係る情報を速やかに収集するものとする。

⑶　技術支援班は、中央チーム派遣調査隊が行う調査の内容及び方法について速やかに検討し、中央チーム派遣調査隊を指導するものとする。

⑷　中央チーム派遣調査隊の派遣は、中央チーム連絡会議において協議の上、決定するものとする。ただし、派遣要請の内容が極めて緊急を要する場合には、いずれかの中央副チーム長の判断により中央チーム派遣調査隊の派遣を決定できるものとする。

ただし、その場合であっても、できる限り他の中央副チーム長と連絡の上、派遣を決定するものとする。

⑸　総括担当副チーム長は、中央チーム派遣調査隊の派遣を決定した場合、速やかに中央チーム長及び中央チーム長代理へ報告するものとする。

第５　雑則

１　地方チーム員指名の報告

地方チームは、指名した地方チーム員を毎年９月１日に総括担当副チーム長あて報告するものとする。

２　その他

災害発生時において、この要領により対応し難い場合は、各中央副チーム長が協議の上、適宜対応するものとする。